

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社カワノ  
法人番号: 9230001000645  
住 所: 富山県富山市牛島本町2丁目3番23号
2. 指名停止措置期間: ①イ 令和4年3月25日から令和4年6月24日まで(3カ月)  
②ロ 令和4年3月25日から令和4年5月24日まで(2カ月)
3. 指名停止措置の範囲: ①イ 北陸地方測量部管内  
②ロ 中部地方測量部管内

### 4. 事実概要:

株式会社カワノの取締役は、石川県能美市が発注した災害用備品購入の一般競争入札及び随意契約に関し、同市職員と非公表の情報を共有するなど共謀し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月18日、公契約関係競売入札妨害の疑いで石川県警に逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社カワノの一般役員等の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号イ及びロ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~7 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2カ月以上12カ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1カ月以上12ヶ月以内

### (問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)